

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 対象事業の見直し

対象事業から、廃棄物の処理施設の設置の事業等について除くこと。

(第二条第三項関係)

第二 期限の延長等

法律の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること及び所要の経過措置を整備すること。

(附則第一条第二項関係)

第三 施行期日等

一 この法律の施行期日を平成二十三年四月一日とすること。ただし、法律の適用期限に関する規定については、公布日施行とすること。

(改正法附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴い所要の経過措置を整備すること。

(改正法附則第二条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(改正法附則第三条関係)